

[別紙 2]

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 福嶋 崇

本研究は、京都議定書のもとに認められた、途上国における新規植林、再植林を通じた温室効果ガス排出削減政策である吸収源クリーン開発メカニズム（CDM）についてガバナンスの視点から評価と検討をおこなったものである。

序章の研究方法論では、環境ガバナンス論、レジーム論、CSR 論、政策評価論を援用し、独自の分析枠組みを構築した。そして、情報収集方法として、文献調査、国内聞き取り調査、フィジー、マダガスカル、ケニアを事例とする事業対象地について説明した。

第 1 章では、背景として気候変動問題、京都議定書、CDM などについて整理した。

第 2 章では、環境ガバナンスの観点から政策分析を行った。まずは対象資源としての森林の特性として多面性、公共性、地域性、非永続性、不確実性、長期性があり、非永続性、不確実性、長期性のみが吸収源 CDM のルールに反映されたことを指摘した。次に、関係アクターの吸収源 CDM への参加状況及び水平的・垂直的ネットワークを分析し、個々のアクターの参加及び関係アクター間のネットワークの構築は十分ではないこと、垂直的ネットワークはレジーム決定アクター、GHG 削減義務アクター、事業実施・運営アクターの階層毎の視点の違いを生じさせていることを明らかにした。続いて、レジームの観点から、吸収源 CDM の利点・問題点及び形成経緯を分析した。利点としては環境保全と地域振興の両立、様々な副次的機能を併せ持つ点などが挙げられる。一方でルールが煩雑、採算性が低い、政府の補助体制が不十分など数多くの問題点があり、多くのアクターにとって実施、推進が困難な政策となっていた。レジームの形成経緯について、利益、パワー、知識のいずれの要因も吸収源 CDM を有用性の高いレジームとする方向には作用せず、対策、交渉の優先順位が低いことを指摘した。さらに、現地調査結果から、吸収源 CDM が地域開発の要素や低所得者層への貢献可能性を持つこと、一方で、多くの事業において開発効果が地域住民まで及ぶには至らないレベルにあることを指摘した。

第 3 章では CSR に着目し、主に質問票調査を通じ、CSR が吸収源 CDM 推進のドライバーとなりえるのかについて分析した。調査の結果、約 6-7 割の企業が業種を超えてこれまで何らかの森林関連活動に参加していること、吸収源 CDM の認知度は高いものの、参加状況については 7 割以上の企業が情報収集段階にとどまっていることなどが分かった。以上をもとに、CSR は吸収源 CDM 推進のドライバーとしては不十分であることを明らかにした。

第 4 章では、様々な条約をレビューし抽出し、必要性、有効性、効率性、衡平性、持続可能性、地域性、多面性を評価指標として選定し、政策評価を行った。さらに、アクターの階層ごとに評価を加え、総合的な評価を試みた。その結果、大きなインフラを必要とせず土地さえあれば実施可能であることから中南米諸国や最貧国といった一部のホスト国に

とっての必要性は大きいことがわかった。ところが、投入する労力やコストの大きさから効率性が低く、また案件数が少なく有効性が低いことなどから、現行ルールのもとでの吸収源 CDM は多くの指標について問題のある政策である、と結論付けられた。

以上の政策分析結果、政策評価結果を踏まえ、本研究の結論として「現行ルールにおける吸収源 CDM の実施・推進の限界」が導かれた。

第 5 章では、この限界を踏まえた上で吸収源 CDM 推進の方向性について考察、提言を行った。まずは吸収源 CDM に対しセクター別アプローチを適用し、ルールの簡易化、副次的効果のクレジット価格への転化などを提言した。次に、関係アクター間、とりわけ孤立している事業者とのネットワークの構築・強化が望ましいとして、事業者と投資者や政府、地域住民などとの関係性について考察した。さらに、アクター・階層間の視点・関心の違いをこえて合意形成に至るために、衡平性・持続可能性の観点を重視し、途上国やとりわけ社会的弱者である地域住民に配慮すべきであることを提言した。

以上のように、本研究は複雑な側面を抱える吸収源 CDM 政策をガバナンスの視点から評価・検討し、将来の政策に示唆的な結論を得ることに成功しており、学術上および政策上の貢献が大きい。よって審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。